

十 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第二章の二 子会社等（第十六条の二・第十六条の三）</p> <p>第三章）第七章（略）</p> <p>第七章の二 銀行持株会社</p> <p>第一節 通則（第五十二条の二・第五十二条の四）</p> <p>第二節 業務及び子会社等（第五十二条の五・第五十二条の九）</p> <p>第三節）第五節（略）</p> <p>第八章・第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2）5（略）</p> <p>6 この法律において「発行済株式の総数等」とは、会社の発行済株式議決権のあるものに限る。（ ）の総数又は出資の総額をいう。</p> <p>7 この法律において「株式等」とは、株式（議決権のあるものに限る。）又は持分をいう。</p> <p>8 この法律において「子会社」とは、会社がその発行済株式の総数等の</p>	<p>目次</p> <p>第一章・第二章（略）</p> <p>第二章の二 子会社（第十六条の二・第十六条の三）</p> <p>第三章）第七章（略）</p> <p>第七章の二 銀行持株会社</p> <p>第一節 通則（第五十二条の二・第五十二条の五）</p> <p>第二節 業務及び子会社等（第五十二条の六・第五十二条の九）</p> <p>第三節）第五節（略）</p> <p>第八章・第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>（定義等）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2）5（略）</p>

百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社をいう。この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなす。

9 前項の場合において、会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。）その他総理府令・大蔵省令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（総理府令・大蔵省令で定める株式等を除く。）を含むものとする。

10 この法律において「持株会社」とは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第九条第三項（持株会社）に規定する持株会社をいう。

11 この法律において「銀行持株会社」とは、銀行を子会社とする持株会社であつて、第五十二条の二第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

（営業の免許）

第四条 （略）

2
3
4 （略）

（営業の免許）

第四条 （略）

2
3
4 （略）

5 第三項の「銀行等」とは、銀行及び長期信用銀行（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）第二条（定義）に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。）をいう。

（業務の範囲）

第十条（略）

2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

一（略）

二 有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）

三〇一三（略）

十四 金利、通貨の価格、商品の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引又はこれに類似する取引であつて、総理府令・大蔵省令で定めるもの（次号において「金融等デリバティブ取引」という。）（第五号及び第十号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十五 金融等デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理（第十三号に掲

5 第三項の「銀行等」とは、銀行、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）に規定する長期信用銀行及び外国為替銀行法（昭和二十九年法律第六十七号）に規定する外国為替銀行をいう。

（業務の範囲）

第十条（略）

2 銀行は、前項各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務その他の銀行業に付随する業務を営むことができる。

一（略）

二 有価証券（第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するものを除く。第五号の二及び第六号において同じ。）の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするもの又は顧客の書面による注文を受けてその計算においてするものに限る。）

三〇一三（略）

ける業務に該当するもの及び総理府令・大蔵省令で定めるものを除く。

十六 有価証券店頭デリバティブ取引（当該有価証券店頭デリバティブ取引に係る有価証券が第五号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの以外のものである場合には、差金の授受によつて決済されるものに限る。次号において同じ。）（第二号に掲げる業務に該当するものを除く。）

十七 有価証券店頭デリバティブ取引の媒介、取次ぎ又は代理

3 前項第二号、第十六号又は第十七号の「有価証券店頭デリバティブ取引」、「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」、「外国市場証券先物取引」又は「有価証券先渡取引」とは、それぞれ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第八項第三号の二又は第十四項から第十七項まで（定義）に規定する有価証券店頭デリバティブ取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引又は有価証券先渡取引をいう。

4～6 （略）

7 第二項第六号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（証券取引法第二条第三項（定義）に規定する有価証券の私募をいう。）の取扱いをいう。

8 第二項第十二号の「金融先物取引等」又は同項第十三号の「金融先物取引等の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第八項又は第九項（定義）に規定する金融先物取引等又は金融先物取引等の受託等をいう。

3 前項第二号の「有価証券指数等先物取引」、「有価証券オプション取引」又は「外国市場証券先物取引」とは、それぞれ証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十四項から第十六項まで（定義）に規定する有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引をいう。

4～6 （略）

7 第二項第六号の「有価証券の私募の取扱い」とは、有価証券の私募（証券取引法第二条第八項第六号（定義）に規定する私募をいう。）の取扱いをいう。

8 第二項第十二号の「金融先物取引等」又は同項第十三号の「金融先物取引等の受託等」とは、それぞれ金融先物取引法（昭和六十三年法律第七十七号）第二条第七項又は第八項（定義）に規定する金融先物取引等又は金融先物取引等の受託等をいう。

(預金者等に対する情報の提供等)

第十二条の二 銀行は、預金又は定期積金等(以下この項において「預金等」という。)の受入れに関し、預金者等の保護に資するため、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、預金等に係る契約の内容その他預金者等に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

2 銀行は、前項に規定する業務以外の業務に関しても、他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

(同一人に対する信用の供与等)

第十三条 銀行の同一人(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。)に対する信用の供与等(信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。

)の額は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の自己資本の額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与等限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、又は営業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与等の額が信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 銀行が子会社(総理府令・大蔵省令で定める会社を除く。)その他の

(同一人に対する信用の供与)

第十三条 銀行の同一人に対する信用の供与(当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者に対する信用の供与を含む。以下この条において同じ。)は、政令で定める区分ごとに、当該銀行の資本及び準備金(準備金として政令で定めるものをいう。)の合計額に政令で定める率を乗じて得た額(以下この条において「信用供与限度額」という。)を超えてはならない。ただし、信用の供与を受けている者が合併をし又は営業を譲り受けたことにより銀行の同一人に対する信用の供与の額が信用供与限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 銀行が第十六条の二第一項の認可を受けて他の銀行の株式を所有する

当該銀行と総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある者（以下この条において「子会社等」という。）を有する場合には、当該銀行及び当該子会社等又は当該子会社等の同一人に対する信用の供与等の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該銀行及び当該子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「合算信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。この場合において、前項ただし書の規定を準用する。

3 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

4 第二項の場合において、銀行及びその子会社等又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が合算信用供与等限度額を超えることとなつたときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該銀行の信用の供与等の額とみなす。

5 前各項に定めるもののほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の額、信用供与等限度額、第二項に規定する自己資本の純合計額及び合算信用供与等限度額の計算方法その他第一項及び第二項の規定の適用に關し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

場合には、当該銀行及び当該他の銀行（以下この条において「銀行」という。）の同一人に対する信用の供与の合計額は、政令で定める区分ごとに、次に掲げる金額の合計額（第四項において「合計信用供与限度額」という。）を超えてはならない。この場合においては、前項ただし書の規定を準用する。

一 当該銀行の信用供与限度額

二 当該子銀行の資本及び準備金（準備金として政令で定めるものをいう。）の合計額から、当該合計額のうち当該銀行の持分に相当する金額として総理府令・大蔵省令で定める額を控除した残額に、政令で定める率を乗じて得た金額

3 前二項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。

4 第二項の場合において、同項に規定する同一人に対する信用の供与の合計額が合計信用供与限度額を超えることとなつたときは、その超える金額は、子銀行の株式を所有する銀行の信用の供与の額とみなす。

5 前各項に定めるもののほか、第一項及び第二項に規定する資本及び準備金の合計額並びに信用供与限度額の計算方法その他これらの規定の適用に關し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

(特定関係者との間の取引等)

第十三条の二 銀行は、その特定関係者(当該銀行の子会社、当該銀行を子会社とする銀行持株会社、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。))その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき総理府令・大蔵省令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該銀行の取引の通常条件に照らして当該銀行に不利益を与えるものとして総理府令

・大蔵省令で定める取引

二 (略)

(経営の健全性の確保)

第十四条の二 内閣総理大臣及び大蔵大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として次に掲げる基準その他の基準を定めることができる。

一 銀行の保有する資産等に照らし当該銀行の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

二 銀行及びその子会社その他の当該銀行と総理府令・大蔵省令で定め

(特定関係者との間の取引等)

第十三条の二 銀行は、その特定関係者(当該銀行が第十六条の二第一項の認可を受けて株式を所有する会社、当該銀行を子会社(第五十二条の二第二項に規定する子会社)同条第三項の規定により子会社とみなされる会社を含む。)をいう。以下この条において同じ。)とする銀行持株会社(第五十二条の二第一項に規定する銀行持株会社をいう。)、当該銀行持株会社の子会社(当該銀行を除く。))その他の当該銀行と政令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。)又はその特定関係者の顧客との間で、次に掲げる取引又は行為をしてはならない。ただし、当該取引又は行為をすることにつき公益上必要がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

一 当該特定関係者との間で行う取引で、その条件が当該銀行の取引の通常条件に照らして当該銀行に不利益を与えるものと認められるもの

二 (略)

(経営の健全性の確保)

第十四条の二 内閣総理大臣及び大蔵大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかその他経営の健全性を判断するための基準を定めることができる。

る特殊の関係のある会社（以下この号、第三章及び第四章において「子会社等」という。）の保有する資産等に照らし当該銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかの基準

（臨時休業等）

第十六条 銀行は、総理府令・大蔵省令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所又はその代理店の営業所において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、当該営業所又は当該代理店の営業所の店頭に掲示しなければならない。銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所又はその代理店の営業所においてその業務の全部又は一部を再開するときは、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、銀行又はその代理店の無人の営業所その他の総理府令・大蔵省令で定める営業所については、同項の規定による公告は、することを要しない。

第二章の二 子会社等

（銀行の子会社の範囲等）

第十六条の二 銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。

一 銀行

二 長期信用銀行

（臨時休業等）

第十六条 銀行は、総理府令・大蔵省令で定める場合を除き、天災その他のやむを得ない理由によりその営業所又は代理店において臨時にその業務の全部又は一部を休止するときは、直ちにその旨を、理由を付して内閣総理大臣に届け出るとともに、公告し、かつ、当該営業所又は代理店の店頭に掲示しなければならない。銀行が臨時にその業務の全部又は一部を休止した営業所又は代理店においてその業務の全部又は一部を再開するときは、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、無人の営業所又は代理店その他の総理府令・大蔵省令で定める営業所又は代理店については、同項の規定による公告は、することを要しない。

第二章の二 子会社

（証券会社等の株式の所有）

第十六条の二 銀行は、証券取引法第二条第九項（定義）に規定する証券会社又は金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）により同法第一条第一項（兼営の認可）に規定する信託業務を営む銀行その他の銀行（総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。）

三 証券取引法第二条第九項（定義）に規定する証券会社のうち、証券業（同条第八項各号（定義）に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。以下同じ。）のほか、同法第三十四条第一項各号（業務）に掲げる業務その他の総理府令・大蔵省令で定める業務を専ら営むもの（以下「証券専門会社」という。）

四 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項（定義）に規定する保険会社（以下「保険会社」という。）

五 銀行業を営む外国の会社

六 証券業を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

七 保険業（保険業法第二条第一項（定義）に規定する保険業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（第五号に掲げる会社に該当するものを除く。）

八 従属業務を専ら営む会社であつて、主として当該銀行又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社（主として当該銀行の一の子会社の営む業務のために従属業務を営んでいる会社（以下この号及び次条において「特定従属会社」という。）にあつては、当該特定従属会社の株式等を、当該銀行又はその子会社（当該一の子会社（同条第七項第一号において「従属先子会社」という。）を除く。）が、合算して、基準株式数等（同条第一項に規定する基準株式数等をいう。第十号において同じ。）を超えて所有していないものに限る。）

九 金融関連業務を専ら営む会社（証券専門関連業務を営む会社）（保険

の株式（議決権のあるものに限る。以下この章において同じ。）については、内閣総理大臣の認可を受けて、その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数の百分の五十を超える数の株式を取得し、又は所有することができる。

2 前項の場合において、銀行が取得し、又は所有する株式には、当該銀行が担保権の実行により取得し、又は所有する株式その他総理府令・大蔵省令で定める株式を含まないものとし、信託財産である株式で、当該銀行が委託者又は受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるものを含むものとする。

（海外現地法人の株式等の所有）

第十六条の三 銀行は、次に掲げる会社の株式又は持分（以下この条において「株式等」という。）については、内閣総理大臣の認可を受けて、その発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有することができる。

一 銀行業を営む外国の会社

二 証券業（証券取引法第二条第八項各号（定義）に掲げる行為のいずれかを行う営業をいう。以下同じ。）を営む外国の会社（前号に掲げる会社に該当するものを除く。）

2 前項の規定は、銀行が同項の認可を受けて同項各号に掲げる会社の株式等を所有している場合において、当該会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になるときに当該銀行が所有する当該株式等について準用す

専門関連業務を営むものを除く。)にあつては当該会社の株式等を、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに、保険専門関連業務を営む会社(証券専門関連業務を営むものを除く。)にあつては当該会社の株式等を、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものにそれぞれ限るものとし、証券専門関連業務及び保険専門関連業務のいずれをも営む会社にあつては、当該会社の株式等を、当該銀行の証券子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有し、かつ、当該銀行の保険子会社等が合算して、当該銀行又はその子会社(証券子会社等及び保険子会社等を除く。)が合算して所有する当該会社の株式等の数又は額を超えて所有しているものに限るものとする。)

十 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める会社(当該会社の株式等を、当該銀行又はその子会社のうち前号に掲げる会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの(次条第七項第二号において「特定子会社」という。)以外の子会社が、合算して、基準株式数等を超えて所有していないものに限る。)

十一 前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

る。

3 前条第二項の規定は、前二項の場合において銀行が取得し、又は所有する株式等について準用する。

2 前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 従属業務 銀行又は前項第二号から第七号までに掲げる会社の営む業務に従属する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの

二 金融関連業務 銀行業、証券業又は保険業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの

三 証券専門関連業務 専ら証券業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの

四 保険専門関連業務 専ら保険業に付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの

五 証券子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社

イ 証券専門会社又は証券業を営む外国の会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十一号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該銀行の子会社である証券専門会社の子会社のうち総理府令・大蔵省令で定めるもの

六 保険子会社等 銀行の子会社である次に掲げる会社

イ 保険会社又は保険業を営む外国の会社

ロ イに掲げる会社を子会社とする前項第十一号に掲げる持株会社

ハ その他の会社であつて、当該銀行の子会社である保険会社の子会社のうち総理府令・大蔵省令で定めるもの

3 第一項の規定は、子会社対象会社以外の会社が、銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により当該銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、

当該銀行は、その子会社となつた会社が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

4 銀行は、子会社対象会社のうち、第一項第一号から第九号まで又は第十一号に掲げる会社（主として当該銀行の営む業務のために従属業務）第二項第一号に掲げる従属業務をいう。第七項において同じ。）を営んでいる会社を除く。以下この条及び次条第四項第一号において「子会社対象銀行等」という。（を子会社としよとすときは、第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）第六条第一項（認可）の規定により合併又は営業若しくは事業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならない。）

5 前項の規定は、子会社対象銀行等が、銀行又はその子会社の担保権の実行による株式等の取得その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により当該銀行の子会社となる場合には、適用しない。ただし、当該銀行は、その子会社となつた子会社対象銀行等を引き続き子会社とすることに ついて内閣総理大臣の認可を受けた場合を除き、当該子会社対象銀行等が当該事由の生じた日から一年を経過する日までに子会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならない。

6 第四項の規定は、銀行が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としよとすときについて準用する。

7 第一項第八号又は第四項の場合において、会社が主として銀行若しく

はその子会社、銀行の一の子会社又は銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が定める。

(銀行等による株式の取得等の制限)

第十六条の三 銀行又はその子会社は、国内の会社(前条第一項第一号から第四号までに掲げる会社、同項第八号に掲げる会社(特定従属会社を除く。))並びに同項第九号及び第十一号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)(の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の五を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。))を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2 前項の規定は、銀行又はその子会社が、担保権の実行その他の総理府令・大蔵省令で定める事由により、国内の会社の株式等をその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなる場合には、適用しない。ただし、当該銀行又はその子会社は、合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなった部分の株式等については、当該銀行があらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた場合を除き、その取得し、又は所有することとなった日から一年を超えてこれを所有してはならない。

3 前項ただし書の場合において、内閣総理大臣がする同項の承認の対象には、銀行又はその子会社が国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて取得し、又は所有することとなった株式等のうち当該百分の五十を超える部分の株式等は含まれないものと

し、内閣総理大臣が当該承認をするときは、銀行又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて取得し、又は所有することとなつた株式等のうちその基準株式数等を超える部分の株式等を速やかに処分することを条件としなければならない。

4 銀行又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に所有することとなる国内の会社の株式等がその基準株式数等を超える場合であっても、同日以後、当該株式等をその基準株式数等を超えて所有することができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて所有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 前条第四項の認可を受けて当該銀行が子会社対象銀行等を子会社としたとき（総理府令・大蔵省令で定める場合に限る。）。

その子会社とした日

二 第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項（認可）の認可を受けて当該銀行が合併により設立されたとき。

その設立された日

三 当該銀行が第三十条第一項又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項（認可）の認可を受けて合併をしたとき（当該銀行が存続する場合に限る。）。

その合併をした日

四 当該銀行が第三十条第二項又は第三項の認可を受けて営業又は事業の譲受けをしたとき（総理府令・大蔵省令で定める場合に限る。）。

その営業又は事業の譲受けをした日

5 内閣総理大臣は、前項各号に規定する認可をするときは、当該各号に定める日に銀行又はその子会社が合算してその基準株式数等を超えて所
有することとなる国内の会社の株式等のうちその基準株式数等を超える
部分の株式等を、同日から五年を経過する日までに内閣総理大臣が定め
る基準に従つて処分することを条件としなければならない。

6 銀行又はその子会社が、国内の会社の株式等を合算してその基準株式
数等を超えて所有することとなつた場合には、その超える部分の数又は
額の株式等は、当該銀行が取得し、又は所有するものとみなす。

7 前各項の場合において、次の各号に掲げる会社の株式等の取得又は所
有については、当該各号に定める会社は、銀行の子会社に該当しないも
のとみなす。

- 一 特定従属会社 従属先子会社
- 二 新たな事業分野を開拓する会社として総理府令・大蔵省令で定める
会社 特定子会社

8 第二条第九項の規定は、前各項の場合において銀行又はその子会社が
取得し、又は所有する株式等について準用する。

第三章 經理

(業務報告書等)

第十九条 (略)

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、営業年度ごとに、前
項の報告書のほか、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況を

第三章 經理

(業務報告書等)

第十九条 (略)

連結して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

3 前二項の報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に關し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

(貸借対照表等の公告)

第二十條 (略)

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、營業年度ごとに、前項の貸借対照表及び損益計算書のほか、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した貸借対照表及び損益計算書を作成して、当該營業年度経過後三月以内に公告しなければならない。この場合においては、同項ただし書の規定を準用する。

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第二十一條 銀行は、營業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項として総理府令・大蔵省令で定めるものを記載した説明書類を作成し、当該銀行(代理店を含む。)の營業所(無人の營業所その他の総理府令・大蔵省令で定める營業所を除く。次項において同じ。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条第一項の規定により作成した書類についても、同様とする。

2 銀行が子会社等を有する場合には、当該銀行は、營業年度ごとに、当該銀行及び当該子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として総理

2 中間業務報告書及び業務報告書の記載事項、提出期日その他これらの報告書に關し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

(貸借対照表等の公告)

第二十條 (略)

(業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第二十一條 銀行は、營業年度ごとに、業務及び財産の状況に関する事項を記載した説明書類を作成して、主要な營業所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、預金者その他の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び銀行の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項並びにその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

府令・大蔵省令で定めるものを当該銀行及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、前項前段の規定により作成した書類とともに当該銀行（代理店を含む。）の営業所に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならぬ。前条第一項及び第二項の規定により作成した書類についても、同様とする。

3 前二項に定めるもののほか、第一項又は前項の書類を公衆の縦覧に供する期間その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、総理府令・大省令で定める。

4 銀行は、第一項又は第二項に規定する事項のほか、預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

（報告又は資料の提出）

第二十四条（略）

2・3（略）

（報告又は資料の提出）

第二十四条（略）

2・3（略）

4 前二項において「子会社」とは、銀行がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（次項において「株式等」という。）を所有する会社のうち総理府令・大蔵省令で定めるものをいう。

5 第十六条の二第二項の規定は、前項の場合において銀行が所有する株式等について準用する。

(立入検査)

第二十五条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に銀行の子会社の施設に立ち入らせ、銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 5 (略)

(業務の停止等)

第二十六条 内閣総理大臣は、銀行の業務若しくは財産又は銀行及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して当該銀行の業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは当該銀行の財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)であつて、銀行又は銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、総理府令・大蔵省令で定める銀行又は銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ

(立入検査)

第二十五条 (略)

2 内閣総理大臣は、前項の規定による立入り、質問又は検査を行う場合において特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、当該職員に銀行の子会社(前条第四項に規定する子会社をいう。第五項において同じ。)の施設に立ち入らせ、銀行に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 5 (略)

(業務の停止等)

第二十六条 内閣総理大臣は、銀行の業務又は財産の状況に照らして、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において、期限を付して業務の全部若しくは一部の停止を命じ、若しくは財産の供託その他監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。)であつて、銀行の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、総理府令・大蔵省令で定める自己資本の充実の状況に係る区分に応じ総理府令・大蔵省令で定めるものでなければならない。

、それぞれ総理府令・大蔵省令で定めるものでなければならない。

(合併又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等)

第三十条 銀行を全部又は一部の当事者とする合併(当該合併後存続する会社又は当該合併により設立される会社が銀行であるものに限るものとし、金融機関の合併及び転換に関する法律第三条(合併)の規定による合併に該当するものを除く。以下この章において「合併」という。)は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2・3 (略)

4 前項の規定により銀行が信用金庫等から事業の全部又は一部を譲り受ける場合においては、当該信用金庫等を会社とみなして、商法第二百四十五条及び同条に係る同法の規定並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第十六条(営業の譲受け等の制限)及び同条に係る同法の規定を適用する。

(廃業等の公告等)

第三十八条 銀行は、前条第一項の認可を受けたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、直ちに、その旨及び当該認可を受けた事項の内容を公告するとともに、一月を下らない期間、すべての営業所(代理店の営業所を含む。)の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(合併又は営業等の譲渡若しくは譲受けの認可等)

第三十条 銀行を全部又は一部の当事者とする合併(当該合併後存続する会社又は当該合併により設立される会社が銀行であるものに限るものとし、金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第三条(合併)の規定による合併に該当するものを除く。以下この章において「合併」という。)は、内閣総理大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2・3 (略)

4 前項の規定により銀行が信用金庫等から事業の全部又は一部を譲り受ける場合においては、当該信用金庫等を会社とみなして、商法第二百四十五条及び同条に係る同法の規定並びに私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)第十六条(営業の譲受け等の制限)及び同条に係る同法の規定を適用する。

(廃業等の公告等)

第三十八条 銀行は、前条第一項の認可を受けたときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、直ちに、その旨及び当該認可を受けた事項の内容を公告するとともに、一月を下らない期間、すべての営業所及び代理店の公衆の目につきやすい場所に掲示しなければならない。

(外国銀行支店の免許等)

第四十七条 (略)

2 前項の規定により、外国銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、当該免許に係る支店又は代理店を銀行とみなし、当該銀行とみなされた支店又は代理店(以下「外国銀行支店」という。)の代表者を当該外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第五条、第六条、第十三条第二項及び第四項、第十四条第二項、第二章の二、第十七条の二、第十九条第二項、第二十条第二項、第二十一条第二項、第二十二条、第二十三条、第二十四条第二項及び第三項、第二十五条第二項及び第五項、第三十条第一項、第三十二条、第三十三条、第三十七条第一項第二号及び第三号、第三十九条、第四十条、第四十一条第三号、第四十三条、第四十四条、第七章の二、第五十三条第一項第二号から第四号まで、第六号及び第七号、第二項並びに第三項、第五十五条第二項並びに第五十六条第六号及び第七号の規定を除く。

3 (略)

第七章の二 銀行持株会社

第一節 通則

(外国銀行支店の免許等)

第四十七条 (略)

2 前項の規定により、外国銀行が第四条第一項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、当該免許に係る支店又は代理店を銀行とみなし、当該銀行とみなされた支店又は代理店(以下「外国銀行支店」という。)の代表者を当該外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第五条、第六条、第十三条第二項及び第四項、第十四条第二項、第十六条の二、第十六条の三、第十七条の二、第二十二条、第二十三条、第二十四条第二項から第五項まで、第二十五条第二項及び第五項、第三十条第一項、第三十二条、第三十三条、第三十七条第一項第二号及び第三号、第三十九条、第四十条、第四十一条第三号、第四十三条、第四十四条、第七章の二、第五十三条第一項第二号、第四号及び第五号、第二項並びに第三項、第五十五条第二項並びに第五十六条第六号及び第七号の規定を除く。

3 (略)

第七章の二 銀行持株会社

第一節 通則

(銀行持株会社の定義等)

第五十二条の二 この章から第九章までにおいて「銀行持株会社」とは、

銀行を子会社とする持株会社（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九条第三項（持株会社）に規定する持株会社をいう。以下同じ。）であつて、次条第一項の認可を受けて設立され、又は同項若しくは同条第三項ただし書の認可を受けているものをいう。

2 この章から第九章までにおいて「子会社」とは、会社がその発行済株式（議決権のあるものに限る。）の総数又は出資の総額（以下この章において「発行済株式の総数等」という。）の百分の五十を超える数又は額の株式（議決権のあるものに限る。）又は持分（以下この章において「株式等」という。）を所有する他の会社をいう。この場合において、会社が所有する株式等には、金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等（委託者又は受益者が、議決権を行使し、又は議決権の行使について当該会社に指図を行うことができるものに限る。）その他総理府令・大蔵省令で定める株式等を含まないものとし、信託財産である株式等で、当該会社が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又は議決権の行使について指図を行うことができるもの（総理府令・大蔵省令で定める株式等を除く。）を含むものとする。

3 会社及びその一若しくは二以上の子会社又は当該会社の一若しくは二以上の子会社がその発行済株式の総数等の百分の五十を超える数又は額の株式等を所有する他の会社は、当該会社の子会社とみなして、この章から第九章までの規定を適用する。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

4 銀行持株会社（外国の法令に準拠して設立されたものを除く。）は、株式会社でなければならない。

(銀行持株会社に係る認可等)

第五十二条の二 (略)

2~4 (略)

第五十二条の三 (略)

2 銀行持株会社(外国の法令に準拠して設立されたものを除く。)は、株式会社でなければならない。

(銀行持株会社の取締役の兼職の制限)

第五十二条の四 (略)

2 (略)

第二節 業務及び子会社等

(銀行持株会社の業務範囲等)

第五十二条の五 銀行持株会社は、その子会社である銀行及び第五十二条の七第一項各号に掲げる会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

2 (略)

(銀行持株会社に係る同一人に対する信用の供与等)

第五十二条の六 銀行持株会社又はその子会社等(当該銀行持株会社の子

(銀行持株会社に係る認可等)

第五十二条の三 (略)

2~4 (略)

第五十二条の四 (略)

(銀行持株会社の取締役の兼職の制限)

第五十二条の五 (略)

2 (略)

第二節 業務及び子会社等

(銀行持株会社の業務範囲等)

第五十二条の六 銀行持株会社は、その子会社である銀行及び次条第一項各号に掲げる会社の経営管理を行うこと並びにこれに附帯する業務のほか、他の業務を営むことができない。

2 (略)

- 会社（総理府令・大蔵省令で定める会社を除く。）その他の当該銀行持株会社と総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある者をいう。以下この条において同じ。）の同一人（当該同一人と政令で定める特殊の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対する信用の供与等（信用の供与又は出資として政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の額は、政令で定める区分ごとに、合算して、当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の純合計額に政令で定める率を乗じて得た額（以下この条において「銀行持株会社に係る信用供与等限度額」という。）を超えてはならない。ただし、信用の供与等を受けている者が合併をし、又は営業を譲り受けたことにより銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の額が合算して銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることとなる場合その他政令で定めるやむを得ない理由がある場合において、内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。
- 2 前項の規定は、国及び地方公共団体に対する信用の供与、政府が元本の返済及び利息の支払について保証している信用の供与その他これらに準ずるものとして政令で定める信用の供与等については、適用しない。
- 3 第一項の場合において、銀行持株会社又はその子会社等の同一人に対する信用の供与等の合計額が銀行持株会社に係る信用供与等限度額を超えることとなったときは、その超える部分の信用の供与等の額は、当該銀行持株会社の信用の供与等の額とみなす。
- 4 前三項に定めるもののほか、信用の供与等の額、第一項に規定する自己資本の純合計額及び銀行持株会社に係る信用供与等限度額の計算方法

その他これらの規定の適用に関し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五十二条の七 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社としてはならない。

一 長期信用銀行

二 証券専門会社

三 保険会社

四・五 (略)

六 保険業を営む外国の会社(第四号に掲げる会社に該当するものを除く。)

七 次に掲げる業務を専ら営む会社(イに掲げる業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社又はその子会社の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)

イ 銀行又は前各号に掲げる会社の営む業務に從属する業務として総理府令・大蔵省令で定めるもの(以下この条において「從属業務」という。)

ロ 第十六条の二第二項第一号に掲げる金融関連業務(当該銀行持株

(銀行持株会社の子会社の範囲等)

第五十二条の七 銀行持株会社は、銀行及び次に掲げる会社(以下この条において「子会社対象会社」という。)(以外の会社を子会社としてはならない。

一 長期信用銀行法に規定する長期信用銀行(以下「長期信用銀行」という。)

二 外国為替銀行法に規定する外国為替銀行(以下「外国為替銀行」という。)

三 証券取引法第二条第九項(定義)に規定する証券会社

四・五 (略)

六 銀行業(長期信用銀行又は外国為替銀行の債券の発行に係る業務を含む。)(又は証券業に從属し、付随し、又は関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるものを専ら営む会社

会社が証券専門会社及び証券業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第三号に掲げる証券専門関連業務を、当該銀行持株会社が保険会社及び保険業を営む外国の会社のいずれをも子会社としていない場合にあつては同項第四号に掲げる保険専門関連業務をそれぞれ除くものとする。）

八 (略)

九 銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 (略)

3 銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、銀行又は第一項第一号から第七号まで若しくは第九号に掲げる会社(従属業務又は銀行業に付随し、若しくは関連する業務として総理府令・大蔵省令で定めるものを専ら営む会社(従属業務を営む会社にあつては、主として当該銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のためにその業務を営んでいる会社に限る。)(を除く。)(以下この条及び次条第四項第四号において「子会社対象銀行等」という。)(を子会社としよとすときは、第五十二条の十九第一項又は第二項の規定により合併又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

4 (略)

5 第三項の規定は、銀行持株会社が、その子会社としている第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社(子会社対象銀行等

七 (略)

八 銀行又は前各号に掲げる会社のみを子会社とする持株会社(当該持株会社になることを予定している会社を含む。)

2 (略)

3 銀行持株会社は、子会社対象会社のうち、銀行又は第一項第一号から第六号まで若しくは第八号に掲げる会社(銀行業(長期信用銀行又は外国為替銀行を子会社とする場合にあつては、これらの債券の発行に係る業務を含む。)(に従属し、付随し、又は関連する業務を専ら営む会社として総理府令・大蔵省令で定めるものを除く。)(次項及び次条第四項第四号において「子会社対象銀行等」という。)(を子会社としよとすときは、第五十二条の十九第一項又は第二項の規定により合併又は営業の譲受けの認可を受ける場合を除き、あらかじめ、内閣総理大臣の認可を受けなければならぬ。

4 (略)

5 第三項の規定は、銀行持株会社が、その子会社としている第一項第四号又は第五号に掲げる会社をこれらの号のうち他の号に掲げる会社であ

に限る。) に該当する子会社としようとするときについて準用する。

6 第一項第七号又は第三項の場合において、会社が主として銀行持株会社若しくはその子会社又は銀行持株会社の子会社である銀行の営む業務のために従属業務を営んでいるかどうかの基準は、内閣総理大臣及び大蔵大臣が定める。

(銀行持株会社等による株式の取得等の制限)

第五十二条の八 銀行持株会社又はその子会社は、国内の会社(銀行並びに前条第一項第一号から第三号まで、第七号及び第九号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十五を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。)を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2・3 (略)

4 銀行持株会社又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に所有し、又は所有することとなる国内の会社の株式等がその基準株式数等を超える場合であつても、同日以後、当該株式等をその基準株式数等を超えて所有することができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行持株会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて所有し、又は所有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 第五十二条の二第一項の認可を受けた会社が当該銀行持株会社にな

る子会社としようとするときについて準用する。

(銀行持株会社等による株式の取得等の制限)

第五十二条の八 銀行持株会社又はその子会社は、国内の会社(銀行並びに前条第一項第一号から第三号まで、第六号及び第八号に掲げる会社を除く。以下この条において同じ。)の株式等については、合算して、その基準株式数等(当該国内の会社の発行済株式の総数等に百分の十五を乗じて得た株式等の数又は額をいう。以下この条において同じ。)を超える数又は額の株式等を取得し、又は所有してはならない。

2・3 (略)

4 銀行持株会社又はその子会社は、次の各号に掲げる場合には、第一項の規定にかかわらず、当該各号に定める日に所有し、又は所有することとなる国内の会社の株式等がその基準株式数等を超える場合であつても、同日以後、当該株式等をその基準株式数等を超えて所有することができる。ただし、内閣総理大臣は、銀行持株会社又はその子会社が、次の各号に掲げる場合に国内の会社の株式等を合算してその発行済株式の総数等の百分の五十を超えて所有し、又は所有することとなるときは、当該各号に規定する認可をしてはならない。

一 第五十二条の三第一項の認可を受けた会社が当該銀行持株会社にな

つたとき。その銀行持株会社になつた日

二 第五十二条の二第一項の認可を受けて当該銀行持株会社が設立されたとき。その設立された日

三 特定持株会社が第五十二条の二第三項ただし書の認可を受けて当該銀行持株会社になつたとき。その認可を受けた日

四 六 (略)

5 7 (略)

8 第二項第九項の規定は、前各項の場合において銀行持株会社又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

(銀行持株会社に係る銀行の経営の健全性の確保)

第五十二条の九 内閣総理大臣及び大蔵大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社その他の当該銀行持株会社と総理府令・大蔵省令で定める特殊の関係のある会社(以下この章において「子会社等」という。)の保有する資産等に照らし当該銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかその他銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものを定めることができる。

(銀行持株会社に係る業務報告書等)

第五十二条の十一 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を連結して記載した中間業務報

つたとき。その銀行持株会社になつた日

二 第五十二条の三第一項の認可を受けて当該銀行持株会社が設立されたとき。その設立された日

三 特定持株会社が第五十二条の三第三項ただし書の認可を受けて当該銀行持株会社になつたとき。その認可を受けた日

四 六 (略)

5 7 (略)

8 第五十二条の二第二項後段の規定は、前各項の場合において銀行持株会社又はその子会社が取得し、又は所有する株式等について準用する。

(銀行持株会社に係る銀行の経営の健全性の確保)

第五十二条の九 内閣総理大臣及び大蔵大臣は、銀行の業務の健全な運営に資するため、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかその他それらの経営の健全性を判断するための基準であつて、銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきものを定めることができる。

(銀行持株会社に係る業務報告書等)

第五十二条の十一 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況をこれらの会社の全部につき連結

。 告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない

2 (略)

(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告)

第五十二条の十二 銀行持株会社は、営業年度ごとに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した貸借対照表及び損益計算書を作成して、当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等)

第五十二条の十三 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況に関する事項として総理府令・大蔵省令で定めるものを当該銀行持株会社及び当該子会社等につき連結して記載した説明書類を作成し、当該銀行持株会社の子会社である銀行(当該銀行の代理店を含む。)の営業所(無人の営業所その他の総理府令・大蔵省令で定める営業所を除く。)に備え置き、公衆の縦覧に供しなければならない。前条の規定により作成した書類についても、同様とする。

2 前項に定めるもののほか、同項の書類を公衆の縦覧に供する期間その

して記載した中間業務報告書及び業務報告書を作成し、内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 (略)

(銀行持株会社に係る貸借対照表等の公告)

第五十二条の十二 銀行持株会社は、営業年度ごとに、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、当該銀行持株会社及びその子会社の全部につき連結して記載した貸借対照表及び損益計算書を作成して、当該営業年度経過後三月以内に公告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により当該三月以内にこれらの書類の公告をすることができない場合には、内閣総理大臣の承認を受けて、当該公告を延期することができる。

(銀行持株会社に係る業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧)

第五十二条の十三 銀行持株会社は、営業年度ごとに、当該銀行持株会社及びその子会社の業務及び財産の状況に関する事項をこれらの会社の全部につき連結して記載した説明書類を作成して、当該銀行持株会社の子会社である銀行の主要な営業所に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。ただし、信用秩序を損なうおそれのある事項、当該銀行持株会社又はその子会社の取引者の秘密を害するおそれのある事項及び当該銀行持株会社又はその子会社の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項並びにその記載のため過大な費用の負担を要する事項については、この限りでない。

他同項の規定の適用に関し必要な事項は、総理府令・大蔵省令で定める。

3 銀行持株会社は、第一項に規定する事項のほか、当該銀行持株会社の子会社である銀行の預金者その他の顧客が当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項の開示に努めなければならない。

(銀行持株会社に対する改善計画の提出の求め等)

第五十二条の十七 内閣総理大臣は、銀行持株会社の業務又は銀行持株会社及びその子会社等の財産の状況に照らして、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行持株会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。次項において同じ。)であつて、銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、総理府令・大蔵省令で定める銀行持株会社及びその子会社等の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ総理府令・大蔵省令で定めるものでなければならない。

3 (略)

(銀行持株会社に対する改善計画の提出の求め等)

第五十二条の十七 内閣総理大臣は、銀行持株会社の業務又は銀行持株会社及びその子会社の財産の状況に照らして、当該銀行持株会社の子会社である銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該銀行持株会社に対し、措置を講ずべき事項及び期限を示して、当該銀行の経営の健全性を確保するための改善計画の提出を求め、若しくは提出された改善計画の変更を命じ、又はその必要の限度において監督上必要な措置を命ずることができる。

2 前項の規定による命令(改善計画の提出を求めることを含む。次項において同じ。)であつて、銀行持株会社及びその子会社の自己資本の充実の状況によつて必要があると認めるときにするものは、総理府令・大蔵省令で定める銀行持株会社及びその子会社の自己資本の充実の状況に係る区分に応じ総理府令・大蔵省令で定めるものでなければならない。

3 (略)

(銀行持株会社に係る認可の取消し等)

第五十二条の十八 内閣総理大臣は、銀行持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行持株会社に対しその取締役若しくは監査役の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該銀行持株会社の第五十二条の二第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該銀行持株会社の子会社である銀行に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された銀行持株会社に対して与えられているものとみなす。

2 銀行持株会社は、前項の規定により第五十二条の二第一項又は第三項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

3 内閣総理大臣は、銀行を子会社とする持株会社が次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該持株会社の子会社である銀行に対し、その業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

一 第五十二条の二第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引又は行為により銀行を子会社とする持株会社になつたもの

二 第五十二条の二第一項の認可を受けずに銀行を子会社とする持株会社として設立されたもの

三 第五十二条の二第三項ただし書の認可を受けることなく同項の猶予

(銀行持株会社に係る認可の取消し等)

第五十二条の十八 内閣総理大臣は、銀行持株会社が法令、定款若しくは法令に基づく内閣総理大臣の処分違反したとき又は公益を害する行為をしたときは、当該銀行持株会社に対しその取締役若しくは監査役の解任その他監督上必要な措置を命じ、若しくは当該銀行持株会社の第五十二条の三第一項若しくは第三項ただし書の認可を取り消し、又は当該銀行持株会社の子会社である銀行に対しその業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。この場合において、同条第一項の認可のうち設立に係るものは、当該認可を受けて設立された銀行持株会社に対して与えられているものとみなす。

2 銀行持株会社は、前項の規定により第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可を取り消されたときは、内閣総理大臣が指定する期間内に銀行を子会社とする持株会社でなくなるよう、所要の措置を講じなければならぬ。

3 内閣総理大臣は、銀行を子会社とする持株会社が次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、当該持株会社の子会社である銀行に対し、その業務の全部又は一部の停止を命じることができる。

一 第五十二条の三第一項の認可を受けずに同項各号に掲げる取引又は行為により銀行を子会社とする持株会社になつたもの

二 第五十二条の三第一項の認可を受けずに銀行を子会社とする持株会社として設立されたもの

三 第五十二条の三第三項ただし書の認可を受けることなく同項の猶予

期限日後も銀行を子会社とする持株会社であるもの

四 第一項の規定により第五十二条の二第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された持株会社であつて、前項の規定による措置を講ずることなく同項の内閣総理大臣が指定する期間後も銀行を子会社とする持株会社であるもの

(銀行持株会社に係る合併又は営業の譲渡若しくは譲受けの認可)
第五十二条の十九 (略)

2 (略)

3 第五十二条の三第一項の規定は、前二項の認可の申請があつた場合について準用する。

(届出事項)

第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 (略)

二 第十六条の二第一項第八号又は第十号に掲げる会社(同条第四項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。)(を子会社としようとするとき)第三十条第一項から第三項まで又は金融機関の合併及び転換に関する法律第六条第一項(認可)の規定による認可を受けて合併又は営業若しくは事業の譲受けをしようとする場合を除く。)

期限日後も銀行を子会社とする持株会社であるもの

四 第一項の規定により第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可を取り消された持株会社であつて、前項の規定による措置を講ずることなく同項の内閣総理大臣が指定する期間後も銀行を子会社とする持株会社であるもの

(銀行持株会社に係る合併又は営業の譲渡若しくは譲受けの認可)
第五十二条の十九 (略)

2 (略)

3 第五十二条の四の規定は、前二項の認可の申請があつた場合について準用する。

(届出事項)

第五十三条 銀行は、次の各号のいずれかに該当するときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 (略)

三 その子会社が子会社でなくなつたとき（第三十条第二項の規定による認可を受けて営業の譲渡をした場合を除く。）又は第十六条の二第四項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき。

四（略）

五 この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき。

六（略）

七（略）

八（略）

2 第二条第九項の規定は、前項第七号に規定する一の会社が取得し、又は所有することとなつた銀行の株式について準用する。

3 銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 第五十二条の二第一項の認可に係る銀行持株会社になつたとき又は当該認可に係る銀行持株会社として設立されたとき。

二（略）

三 第五十二条の七第一項第七号又は第八号に掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第五十二条の

二（略）

三 この法律の規定による認可を受けた事項を実行したとき（第十六条の三第二項において準用する同条第一項の規定による認可にあつては、同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になつたとき）。

四（略）

五（略）

六（略）

2 第五十二条の二第二項後段の規定は、前項第五号に規定する一の会社が取得し、又は所有することとなつた銀行の株式について準用する。

3 銀行持株会社（銀行持株会社であつた会社を含む。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、総理府令・大蔵省令で定めるところにより、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

一 第五十二条の三第一項の認可に係る銀行持株会社になつたとき又は当該認可に係る銀行持株会社として設立されたとき。

二（略）

三 第五十二条の七第一項第六号又は第七号に掲げる会社（同条第三項の規定により子会社とすることについて認可を受けなければならぬとされるものを除く。）を子会社としようとするとき（第五十二条の

十九第一項又は第二項の規定による認可を受けて合併又は営業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

四 その子会社が子会社でなくなつたとき（第五十二条の十九第二項の規定による認可を受けて営業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。）、又は第五十二条の七第三項に規定する子会社対象銀行等に該当する子会社が当該子会社対象銀行等に該当しない子会社になつたとき。

五 八（略）

（認可の失効）

第五十五条 銀行又は銀行持株会社（第五十二条の二第一項の認可を受けた者を含む。）がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたときは、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、第五十二条の二第一項又は第三項ただし書の認可については、当該認可に係る銀行持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、当該認可は、効力を失う。

（内閣総理大臣の告示）

十九第一項又は第二項の規定による認可を受けて合併又は営業の譲受けをしようとする場合を除く。）。

四 その子会社が子会社でなくなつたとき（第五十二条の十九第二項の規定による認可を受けて営業の譲渡をした場合及び第二号の場合を除く。）。

五 八（略）

（認可の失効）

第五十五条 銀行又は銀行持株会社（第五十二条の三第一項の認可を受けた者を含む。）がこの法律の規定による認可を受けた日から六月以内に当該認可を受けた事項を実行しなかつたとき（第十六条の三第二項において準用する同条第一項の規定による認可にあつては、銀行が当該認可を受けた日から六月以内に、同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社にならなかつたとき）は、当該認可は、効力を失う。ただし、やむを得ない理由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可については、当該認可に係る銀行持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつたときは、当該認可は、効力を失う。

（内閣総理大臣の告示）

第五十六条 次に掲げる場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一 四 (略)

五 第五十二条の十八第一項の規定により第五十二条の二第一項又は第三項ただし書の認可を取り消したとき。

六・七 (略)

八 前条の規定により第五十二条の二第一項又は第三項ただし書の認可が効力を失つたとき。

(大蔵大臣への通知)

第五十七条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。第五十三条第一項の規定による届出(同項第八号に係るもの)のうち総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。()があつたときも、同様とする。

一 (略)

二 第十六条の二第四項(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

第二条第四項に規定する破綻金融機関に該当する銀行を子会社とする場合に限る。()、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項

、第五十二条の二第一項若しくは第三項ただし書又は第五十二条の十九第一項若しくは第二項の規定による認可

三・四 (略)

五 第五十二条の十八第一項の規定による第五十二条の二第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

第五十六条 次に掲げる場合には、内閣総理大臣は、その旨を官報で告示するものとする。

一 四 (略)

五 第五十二条の十八第一項の規定により第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可を取り消したとき。

六・七 (略)

八 前条の規定により第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可が効力を失つたとき。

(大蔵大臣への通知)

第五十七条の三 内閣総理大臣は、次に掲げる処分をしたときは、速やかに、その旨を大蔵大臣に通知するものとする。第五十三条第一項の規定による届出(同項第六号に係るもの)のうち総理府令・大蔵省令で定めるものに限る。()があつたときも、同様とする。

一 (略)

二 第十六条の二第一項(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)

第二条第四項に規定する破綻金融機関に該当する銀行の株式の取得又は所有に係る場合に限る。()、第三十条第一項から第三項まで、第三

十七条第一項、第五十二条の三第一項若しくは第三項ただし書又は第五十二条の十九第一項若しくは第二項の規定による認可

三・四 (略)

五 第五十二条の十八第一項の規定による第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

(権限の委任)

第五十九条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一・二 (略)

三 第五十二条の二第一項又は第三項ただし書の規定による認可

四 第五十二条の十八第一項の規定による第五十二条の二第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

五 (略)

六 第五十七条の三(同条第一号、第二号)第五十二条の二第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。)、第四号及び第五号に係る部分に限る。)(の規定による通知

2 (略)

第六十一条の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十二条の二第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。

二 第五十二条の二第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

(権限の委任)

第五十九条 内閣総理大臣は、政令で定めるところにより、この法律による権限(次に掲げるものを除く。)を金融監督庁長官に委任する。

一・二 (略)

三 第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の規定による認可

四 第五十二条の十八第一項の規定による第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の認可の取消し

五 (略)

六 第五十七条の三(同条第一号、第二号)第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係る部分に限る。)、第四号及び第五号に係る部分に限る。)(の規定による通知

2 (略)

第六十一条の二 次の各号に掲げる違反があつた場合においては、その違反行為をした者は、二年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第五十二条の三第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる取引若しくは行為により銀行を子会社とする持株会社になつたとき又は銀行を子会社とする持株会社を設立したとき。

二 第五十二条の三第三項の規定に違反して同項に規定する猶予期限日を超えて銀行を子会社とする持株会社であつたとき。

三 (略)

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十九条若しくは第五十二条の十一の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

一の二 第二十条若しくは第五十二条の十二の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならぬ書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公告をした者

一の三 第二十一条第一項若しくは第二項又は第五十二条の十三第一項の規定に違反して、これらの規定に規定する書類を公衆の縦覧に供せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして公衆の縦覧に供した者

二 (略)

八 第五十四条第一項の規定により付した条件(第五十二条の二第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限る。)に違反した者

第六十五条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした銀行(銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失った場合における当該銀行であつた

三 (略)

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第十九条若しくは第五十二条の十一の規定による中間業務報告書若しくは業務報告書の提出をせず、又はこれらの書類に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をしてこれらの書類の提出をした者

二 (略)

八 第五十四条第一項の規定により付した条件(第五十二条の三第一項又は第三項ただし書の規定による認可に係るものに限る。)に違反した者

第六十五条 次の各号の一に該当する場合には、その行為をした銀行(銀行が第四十一条第一号から第三号までのいずれかに該当して第四条第一項の内閣総理大臣の免許が効力を失った場合における当該銀行であつた

会社を含む。)の取締役、監査役、支配人、代理店(代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者)若しくは清算人、外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人、銀行持株会社(銀行持株会社が銀行持株会社でなくなつた場合における当該銀行持株会社であつた会社を含む。)の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社(特定持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。)の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第三項、第六条第三項又は第八条の規定による内閣総理大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき。

二 第七条第一項又は第五十二条の四第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

三 第十二条又は第五十二条の五第一項の規定に違反して他の業務を営んだとき。

四 (略)

五 第十六条の二第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社(第十六条の三第一項に規定する国内の会社を除く。)

会社を含む。)の取締役、監査役、支配人、代理店(代理店が法人であるときは、その業務を執行する社員、取締役その他の法人の代表者)若しくは清算人、外国銀行の代表者、代理人若しくは支配人、銀行持株会社(銀行持株会社が銀行持株会社でなくなつた場合における当該銀行持株会社であつた会社を含む。)の取締役、監査役、支配人若しくは清算人又は特定持株会社(特定持株会社が銀行を子会社とする持株会社でなくなつた場合における当該特定持株会社であつた会社を含む。)の取締役、監査役、支配人、業務を執行する社員若しくは清算人は、百万円以下の過料に処する。

一 第五条第三項、第六条第三項、第八条、第十六条の二第一項若しくは第十六条の三第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないでこれらの規定に規定する行為をしたとき又は同条第二項において準用する同条第一項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで、同項各号に掲げる会社が当該各号のうち他の号に掲げる会社になつた後に於いて、同項に規定する数若しくは額の当該会社の株式若しくは持分を所有したとき。

二 第七条第一項又は第五十二条の五第一項の規定に違反して他の会社の常務に従事したとき。

三 第十二条又は第五十二条の六第一項の規定に違反して他の業務を営んだとき。

四 (略)

を子会社としたとき又は第五十二条の七第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対象会社以外の会社（第五十二条の八第一項に規定する国内の会社を除く。）を子会社としたとき。

六 第十六条の二第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき又は同条第六項において準用する同条第四項の規定による内閣総理大臣の認可を受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲げる会社（同条第四項に規定する子会社対象銀行等に限る。）に該当する子会社としたとき。

七 第十六条の三第一項若しくは第二項ただし書又は第五十二条の八第一項若しくは第二項ただし書の規定に違反したとき。

八 第十六条の三第三項若しくは第五項又は第五十二条の八第三項若しくは第五項の規定により付した条件に違反したとき。

九（略）

十（略）

十一（略）

十二（略）

十三（略）

十四 第五十二条の二第二項若しくは第四項の規定による届出をせず、

五（略）

六 第二十条若しくは第五十二条の十二の規定による公告をせず、又は当該公告をしなければならぬ書類に記載すべき事項のうち重要な事項を記載せず、若しくは重要な事項につき虚偽の記載をして公告をしたとき。

七（略）

八（略）

九（略）

十（略）

十一 第五十二条の三第二項若しくは第四項の規定による届出をせず、

又は虚偽の届出をしたとき。

十五 第五十二条の七第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けな
いで同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき又は同条第
五項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を
受けないで同条第一項各号に掲げる会社を当該各号のうち他の号に掲
げる会社（同条第三項に規定する子会社対象銀行等に限る。）に該当
する子会社としたとき。

十六 第五十四条第一項の規定により付した条件（第八条、第十六条の
二第四項（同条第六項において準用する場合を含む。）、第三十条第
一項から第三項まで、第三十七条第一項、第五十二条の七第三項（同
条第五項において準用する場合を含む。）又は第五十二条の十九第一
項若しくは第二項の規定による認可に係るものに限る。）に違反した
とき。

又は虚偽の届出をしたとき。

十二 第五十二条の七第一項の規定に違反して同項に規定する子会社対
象会社以外の会社（第五十二条の八第一項に規定する国内の会社を除
く。）を子会社としたとき。

十三 第五十二条の七第三項の規定による内閣総理大臣の認可を受けな
いで同項に規定する子会社対象銀行等を子会社としたとき又は同条第
五項において準用する同条第三項の規定による内閣総理大臣の認可を
受けないで同条第一項第四号若しくは第五号に掲げる会社をこれらの
号のうち他の号に掲げる会社である子会社としたとき。

十四 第五十二条の八第一項又は第二項ただし書の規定に違反したとき
。

十五 第五十二条の八第三項又は第五項の規定により付した条件に違反
したとき。

十六 第五十四条第一項の規定により付した条件（第八条、第十六条の
二第一項、第十六条の三第一項（同条第二項において準用する場合を
含む。）、第三十条第一項から第三項まで、第三十七条第一項、第五
十二条の七第三項（同条第五項において準用する場合を含む。）又は
第五十二条の十九第一項若しくは第二項の規定による認可に係るもの
に限る。）に違反したとき。